

アメリカ合衆国の銀行詐欺罪

川崎友巳

- I はじめに
- II 銀行詐欺罪処罰規定（合衆国法典第18編1344条）の概要
 - 1 銀行詐欺罪処罰規定の変遷
 - 2 現行の銀行詐欺罪処罰規定とその概要
- III 銀行詐欺罪の成立要件
 - 1 認識
 - 2 金融機関
 - 3 計画または計略
 - 4 「金融機関の欺罔」・「虚偽または詐欺的な表示等による金融機関の資産の取得」
 - 5 実行または実行の試み
- IV 銀行詐欺罪の訴追に対する抗弁
 - 1 返済した、またはそのつもりであった
 - 2 管理または支配下になかった
 - 3 善意であった
 - 4 訴追が重畳または重複であった
- V 銀行詐欺罪の量刑
- VI むすびに代えて

I はじめに

20世紀後半から、ITと並んで、金融分野が主要産業として経済を牽引してきたアメリカ合衆国では、刑事法制が、金融取引を規制することで、個人や組織の財産だけにとどまらず、金融システムそのものを保護する役割を担ってきた。とりわけ、1980年代以降の金融自由化の進展に併せて、金融機関破綻時の一定の範囲での預金保護など、連邦政府による保険の対象とされた金融機関の保護には、金融システムの基盤の安定という見地から、特別な意義が付与されている。そして、その中心的な位置を占めているのが、銀行詐

欺罪 (bank fraud) を定めた合衆国法典第18編第1344条である。

後に詳述するように、1344条は、多様化と狡猾化がすすむ銀行等の金融機関を標的にした詐欺的な行為に対して、既存の規定が十分機能していなかったことから、1984年に新設され、その後は、貯蓄貸付組合 (S & L) スキャンダルに端を発した全米規模の金融危機を経て、法定刑が大幅に引き上げられるなど、次第にその重要性を高めていった。銀行詐欺罪の成立要件が比較的緩やかであることもあり、今や連邦検察によって、金融犯罪の取締りに欠かせない武器として位置づけられている¹⁾。こうした日本とは異質の「金融犯罪」について考察することは、アメリカの経済刑法を理解するために有益であろう²⁾。また、アメリカの金融法制は、なお世界の金融ルールに小さくない影響力をもち、これまでも日本の金融法制の改革に当たって1つのモデルとなってきただけに、その中で存在感の示す銀行詐欺罪からは、今後の日本における金融犯罪の刑事規制のあり方を考える上でも有益な示唆を得ることができよう。

そこで、本稿では、銀行詐欺罪を定めた合衆国法典第18編第1344条について、その立法の背景やその後の改正の歩みを確認した後、同罪の成立要件について考察を加える。併せて、同罪に関して、被告人弁護士から主張される固有の抗弁や量刑での考慮要素についても目配りをし、その実像を明らかにしたい。加えて、こうした考察をふまえて、アメリカの経済刑法における銀行詐欺罪の意義について若干の検討を加えることにする。

-
- 1) 銀行詐欺罪の規定を、金融事件の訴追を担当する連邦検察にとって、「ベストフレンド」と評するものとして、Steven M. Biskupic, *Fine Tuning the Bank Fraud Statute: A Prosecutor's Perspective*, 82 MARQ. L. REV. 381 (1999).
 - 2) アメリカ合衆国の金融犯罪としては、銀行詐欺罪のほか、銀行の役員等の不正流用罪 (合衆国法典第18編第656条) が重要である。同罪については、樋口亮介「アメリカ連邦法における銀行財産の不正使用の罪について」金融研究37巻3号 (2018) 53-79頁を参照。また、川崎友巳「アメリカ金融犯罪の一断面」商事法務1602号 (2001) 51-75頁、同「特別背任罪における『図利加害目的』」高橋則夫ほか編『刑事法の理論と実践』(第一法規、2002) 417-439頁も参照。

II 銀行詐欺罪処罰規定（合衆国法典第18編1344条）の概要

I 銀行詐欺罪処罰規定の変遷

(1) 銀行詐欺罪処罰規定導入の背景 連邦法において銀行に対する詐欺を犯罪とすることを明確に定めた合衆国法典第18編第1344条は、1984年包括的犯罪統制法（Comprehensive Crime Control Act of 1984）³⁾の一環として制定された。その背景には、当時、「連邦検察が、半世紀前よりも高度化のすすんだ金融犯罪に適切に対応できていない」との懸念の連邦議会での高まりがあったとされる⁴⁾。こうした議会の懸念は、1980年代初頭の大規模銀行の破綻に加えて、連邦刑法の解釈に関するいくつかの最高裁判所の判断が連邦検察の活動を妨げているとの検察の主張によって増幅されていった。

たとえば、1982年ウィリアムズ・ケース合衆国最高裁判所判決⁵⁾では、金融機関に対する不正請求罪を定めた合衆国法典第18編第1014条が、「チェックキッティング（check kiting）」と呼ばれる小切手詐欺（口座残高が不足し、不渡りになることを認識しながら、小切手を振り出す形式の詐欺）には適用できないとの判断が下された。従来、連邦検察は、チェックキッティングや不十分な資金で振り出された小切手をもとに、現金または信用を供与させるように計画されたその他の類似のスキームの訴追に第1014条を適用していた。その際の政府の論理は、小切手の振出しは、預金口座に小切手に見合う資金があるという銀行への黙示の申告を意味しており、資金を欠いていた場合は虚偽の申告に当たるというものであった。しかし、最高裁は、ウィリアムズ・ケース判決において、そうした論理を否定し、小切手は、申告では

3) Pub. L. No. 98-473, §1108 (a), 98 Stat. 2147 (Oct. 12, 1984).

4) JOHN K. VILLA, BANKING CRIMES: FRAUD, MONEY LAUNDERING, AND EMBEZZLEMENT §7:1 (2015).

5) Williams v. United States 458 U.S. 279, 102 S. Ct. 3088, 73 L. Ed. 2d 767, 34 U.C.C. Rep. Serv. 385 (1982).

なく、資金の支払いのための証書に過ぎないと解したのであった。

また、連邦検察は、「銀行詐欺」が、郵便や通信を用いて実行された場合には、合衆国法典第18編第1341条の郵便詐欺罪⁶⁾や同第1343条の通信詐欺罪⁷⁾で訴追していた⁸⁾。しかし、これに対しても、1974年のメイズ・ケース⁹⁾において、郵便詐欺罪は、郵便が犯罪計画の実行または詐欺の目的で使用された場合にのみ適用されると解されるべきであり、犯行に郵便が利用されたすべての事案に適用できるわけではないとの判断が下され、その適用が制限された¹⁰⁾。

これらの最高裁の判断のインパクトは大きく、連邦議会は、チェックキッティングやますます洗練されていく金融機関を狙ったその他の詐欺を訴追する権限を連邦検察に与えることを主な目的とした銀行詐欺罪の新設に踏み切った。そこでは、小切手の不正な支払保証¹¹⁾、銀行口座開設の虚偽申込み¹²⁾、ローン申請に関する不実陳述¹³⁾など、個別具体的な行為態様を禁じていたそれまでの金融犯罪対策から方針の転換が図られ、判例上、広範な詐欺的行為への適用が認められてきた郵便詐欺罪の規定をモデルとして、金融機関を標的とした詐欺的行為を包括的に規制する形式の規定が採用されたのである¹⁴⁾。

6) 18 U.S.C. §1341 (2019).

7) 18 U.S.C. §1343 (2019).

8) 郵便詐欺罪と通信詐欺罪については、安井哲章「郵便詐欺罪の研究(1)・(2)」法学新報115巻11・12号(2009)1-33頁、同116巻11・12号(2010)1-25頁、川崎友巳「アメリカ経済刑法における郵便詐欺罪・通信詐欺罪の意義」同志社法学66巻2号(2012)1-66頁を参照。

9) *United States v. Maze*, 414 U.S. 395, 94 S. Ct. 645, 38 L. Ed. 2d 603 (1974).

10) また、民間の宅配サービス業の成長により、それら郵便詐欺罪の対象外であった民間業者が犯罪計画の実行または詐欺の目的で使用された場合に、郵便詐欺罪を適用できないという点も、当時の連邦検察にとって、銀行詐欺を始めとするホワイトカラー犯罪の取締りを難しくする要因となっていた (VILLA, *supra* note 4, §7.1.)。ただし、この点については、1994年に、郵便詐欺罪の対象に民間の宅配業者を含める第1341条の改正が施され、問題の解消が図られた (川崎・前掲注8) 9頁)。

11) 18 U.S.C. §1004 (2019).

12) 18 U.S.C. §1005 (2019).

13) 18 U.S.C. §1011, 1013, 1014 (2019).

14) Rep. No. 98-255, at 378. See also VILLA, *supra* note 4, §7.1.

もちろん、銀行詐欺罪の制定以前も、州刑法のレベルでは、より一般的な詐欺罪が定められており、金融機関に対する詐欺的行為が全く処罰されなかったわけではなかったが、連邦検察の優れたリソースと、連邦政府による保険の対象となる金融機関に対する法的保護の重要性をふまえて、連邦レベルでの対応を強化すべきとの認識が高まり、1980年代以降、ホワイトカラー犯罪の刑事規制の中心が各州のレベルから連邦レベルへとシフトしていく流れにも乗る形で、強い反対もなく銀行詐欺罪規定の新設は実現した¹⁵⁾。その結果、連邦検察は、複雑な詐欺行為と戦うための新たな武器を手に入れることとなった。

(2) 二度の改正 1984年に導入された銀行詐欺罪を定めた合衆国法典第18編第1344条は、その後、1989年と1990年の二度にわたって改正された。これらの改正では、まず法定刑の引上げが図られた。1984年の導入当初、銀行詐欺罪の法定刑は、違反行為ごとに5年以下の拘禁刑もしくは1万ドル以下の罰金刑またはその両方の刑であったが、1989年金融機関改革、救済および執行法 (Financial Institutions Reform Recovery and Enforcement Act of 1989) による改正によって、拘禁刑の上限は20年に、罰金刑の上限も100万ドルに大幅に引き上げられた。さらに、翌年の1990年犯罪統制法 (1990 Crime Control Act) において、拘禁刑の上限は30年に引き上げられた。

他方、1989年の改正では、その反復が、RICO 法違反の罪となるラケッティアリング活動 (前提犯罪) に銀行詐欺罪が追加され¹⁶⁾、公訴時効が10年に延長された¹⁷⁾。また、民事没収および刑事没収の対象犯罪として盛り込まれた¹⁸⁾。さらに、同規定中の「連邦政府が認可し、または保護する金融機関」という文言は「金融機関」に置き換えられ、同時に、「金融機関」の定義が、合衆国法典第18編20条に置かれた。そこでは、持株会社をも含む広い範囲と

15) *Id.* at §§1:1-1:2.

16) Pub. L. No. 101-73, §968.

17) Pub. L. No. 101-73, §961 (1), *codified at* 18 U.S.C. § 3293.

18) Pub. L. No. 101-73, §963, *See* §§8:90 to 8:127.

することが定められた¹⁹⁾。

2 現行の銀行詐欺罪処罰規定とその概要

(1) 現行の第1344条 二度の改正を経て整備された現行の銀行詐欺罪処罰規定の具体的な内容は、以下の通りである。

合衆国法典第18編第1344条 銀行詐欺罪

認識をもって、

(1) 金融機関を欺罔する、または

(2) 虚偽もしくは詐欺的な表示、陳述、もしくは約束を用いて、金融機関が所有もしくは管理している金銭、資金、クレジット、資産、有価証券、もしくはその他の資産を取得する

計画もしくは計略を実行し、または実行を試みる者は、何人も、100万ドル以下の罰金刑もしくは30年以下の拘禁刑、または、その両方の刑に処する。

(2) 第1344条の概要 このような規定により、銀行詐欺罪は、個々の金融機関の利益にとどまらず、金融機関を保護する立場にある連邦政府の利益をも保護している²⁰⁾。

合衆国法典第18編第1344条は、比較的シンプルな文言を用いた規定で構成され、また、後述するように、概して判例によってその成立範囲が緩やかに画されてきたことによって、銀行を始めとした金融機関に対するさまざまな詐欺行為を幅広く犯罪として捕捉可能と解されている²¹⁾。そこには、チェッ

19) さらに、1989年金融機関改革、救済および執行法は、郵便詐欺罪と通信詐欺罪について、「金融機関に影響を及ぼす場合」に、20年以下の拘禁刑と定められてきた法定刑が加重され、30年以下の拘禁刑もしくは100万ドルの罰金刑またはその両方の刑に処する旨も定め、両罪を金融犯罪に対して重要な役割を担わせることにした (18 U.S.C. §3293, added by FIRREA §961 (l) (1). See *e.g.*, *United States v. Aubin*, 87 F.3d 141, 147, 78 A.F.T.R. 2d 96-5311 (5th Cir. 1996).).

20) *United States v. Leahy*, 445 F.3d 634, 646 (3d Cir. 2006).

21) OTTO G. OBERMAIER, WHITE COLLAR CRIME: BUSINESS AND REGULATORY OFFENSES, §2.08 [1] (1990, update in 2017).

クッキティング²²⁾、小切手偽造²³⁾、ローンの申請における不実陳述と重要事項の不開示²⁴⁾、現金自動預払機（ATM）の不正使用²⁵⁾、クレジットカード詐欺²⁶⁾、学生ローン詐欺²⁷⁾、海外の偽装銀行と国内銀行の間の偽装取引²⁸⁾、自動車の登録証詐欺²⁹⁾、銀行従業員による預金の流用³⁰⁾、詐欺的なクレジットカード決済の承認³¹⁾、小切手の換金を意図した不実陳述³²⁾ および住宅ローン詐欺³³⁾ などが含まれる³⁴⁾。

ただし、このように金融機関に対する広範な詐欺行為を対象に含めているにもかかわらず、第1344条は金融機関に関連するすべての犯罪をカバーしているわけではない。たとえば、マネーロンダリング³⁵⁾、銀行の役員への贈収賄³⁶⁾、不渡り手形を振り出す一定のスキーム³⁷⁾ は、いずれも第1344条の適用の範囲外となる³⁸⁾。同様に、第1344条は、大金を拾得したなどと被害者に「見

22) See, e.g., *United States v. Jimenez*, 513 F.3d 62, 73-74 (3d Cir. 2008).

23) See, e.g., *United States v. Cruz*, 317 F.3d 763, 767 (7th Cir. 2003); *United States v. Hoglund*, 178 F.3d 410, 413-14 (6th Cir. 1999); *United States v. Studevent*, 116 F.3d 1559, 1561 (D.C. Cir. 1997).

24) See *United States v. Peterson*, 823 F.3d 1113, 1121 (7th Cir. 2016); *United States v. Jack*, 216 F. App'x 840, 844 (11th Cir. 2007); *United States v. Colon-Munoz*, 192 F.3d 210, 221 (1st Cir. 1999).

25) See *United States v. Fadayini*, 28 F.3d 1236, 1238-42 (D.C. Cir. 1994); *United States v. Adekoya*, 60 F. Supp. 3d 294, 300 (D.N.H. 2015).

26) See *United States v. Cole*, 160 F. App'x 634, 635-36 (9th Cir. 2005); *United States v. Jenkins*, 210 F.3d 884, 887 (8th Cir. 2000); *United States v. Brown*, 31 F.3d 484, 486-90 (7th Cir. 1994).

27) See, e.g., *United States v. Guyon*, 27 F.3d 723, 725, 729 (1st Cir. 1994)

28) See S. REP. NO. 98-225, at 379 (1983), as reprinted in 1984 U.S.C.C.A.N. 3182, 3519 (行為者が、国内にいる場合に、第1344条が適用される可能性を指摘)。

29) See *United States v. Matousek*, 894 F.2d 1012, 1013-14 (8th Cir. 1990).

30) See, e.g., *United States v. Allen*, 87 F.3d 1224, 1225 (11th Cir. 1996).

31) See, e.g., *Jenkins*, 210 F.3d at 886-87.

32) See, e.g., *United States v. Gregg*, 179 F.3d 1312, 1314-15 (11th Cir. 1999)

33) See, e.g., *United States v. Edelkind*, 467 F.3d 791, 798 (1st Cir. 2006).

34) その他の銀行詐欺罪の具体例については、Michael McGregor, *Bank Fraud*, in *ENCYCLOPEDIA OF WHITE-COLLAR AND CORPORATE CRIME* 73, 74-77 (Lawrence M. Salinger ed., 2005). を参照。

35) アメリカ合衆国のマネーロンダリング罪については、川崎友巳「アメリカ合衆国のマネーロンダリング罪」同志社法学69巻7号（2018）1095-1146頁を参照。

36) See, e.g., *United States v. Rasco*, 853 F.2d 501, 503 n.1 (7th Cir. 1988).

37) See, e.g., *United States v. Laljie*, 184 F.3d 180, 189-90 (2d Cir. 1999)

38) Scott Mah, Priya Datta, Mackenzie Dooner, Brett Kohler and Aleksey Pricinovskis, *Financial Institutional Fraud*, 57 *AM. CRIM. L. REV.* 787, 790-91 (2020).

せ金」をちらつかせ、この大金を山分けするために必要な前払い金や弁護士への着手金などを振り込ませたり、引き出させたりして騙し取る、いわゆる「ピジョン・ドロップ」のスキームも含まないとされる³⁹⁾。

Ⅲ 銀行詐欺罪の成立要件

合衆国法典第18編第1344条は、文言の中の(1)と(2)の部分に異なる内容を要件として盛り込むことによって、銀行詐欺罪として、異なるが重複する性質を有する2つの犯罪を規定している。第1344条を記載した起訴状では、両方の条項に言及するものが少なくないとされるが⁴⁰⁾、それぞれの規定は独立して取り扱われるため、どちらかの規定に該当すれば、その行為は銀行詐欺罪となる⁴¹⁾。

2つの犯罪の成立要件は一部異なるものの、検察は、被告人が、①認識をもって、②金融機関を③欺罔する計画もしくは計略、または、その所有もしくは管理している金銭、資金、クレジット、資産、有価証券、もしくはその他の資産を、虚偽または詐欺的な表示、陳述、もしくは約束を用いて取得する④計画もしくは計略を、⑤実行または実行を試みたことを、合理的な疑いを超えて証明しなければならない(表参照)⁴²⁾。

39) *Laljie*, 184 F.3d at 190 (citing *United States v. Blackmon*, 839 F.2d 900, 906 (2d Cir. 1988)).

40) Mah, Datta, Dooner, Kohler and Pricinovskis, *supra* note 38, at 791.

41) *See, e.g.*, *United States v. Banks-Davis*, 552 F. App'x 215, 216 (4th Cir. 2014) (*quoting* *United States v. Brandon*, 298 F.3d 307, 311 (4th Cir. 2002)); *United States v. Crisci*, 273 F.3d 235, 239 (2d Cir. 2001); *United States v. Dennis*, 237 F.3d 1295, 1303 (11th Cir. 2001); *United States v. Barakett*, 994 F.2d 1107, 1110 n.10 (5th Cir. 1993).

42) *See generally* KEVIN F. O'MALLEY, JAY E. GRENEG, & WILLIAM C. LEE, *FEDERAL JURY PRACTICE AND INSTRUCTIONS—CRIMINAL* §§40.09, 40.14 (6th ed. 2008 & Supp. 2012); . *See also* *United States v. Miller-Douglas*, 146 Fed. Appx. 576 (3d Cir. 2005).

表 銀行詐欺罪の成立要件

認識をもっていること	(1)	金融機関を欺罔すること		計画、または計略をもつこと	(計画または計略) 実行し、または実行を試みることに
	(2)	虚偽もしくは詐欺的な表示、陳述、または約束を用いること	金融機関の所有もしくは管理している金銭、資金、クレジット、資産、有価証券、もしくはその他の資産を取得すること		

左から右へ4つ ((1)) または5つ ((2)) のマスの要件を充足することが求められる。

1 認識

銀行詐欺罪は、金融機関等を欺罔する等の計画や計略の実行や実行の試みが、認識をもってなされることを要求している。同罪のメンズ・レアとしての認識については、第1344条(1)と(2)で異なる基準が定められている。

(1) **1344条(1)の罪の認識** このうち第1344条(1)では、被告人が、金融機関を「欺く意図 (intend of defraud)」であったことが要求され⁴³⁾、本罪の成否にとって鍵となる要件と位置づけられている⁴⁴⁾。「欺く意図」とは、「欺罔し、または、ごまかす『特別の意図』で、通常は、自らの財産上の利益を

43) See *United States v. McCarrick*, 294 F.3d 1286, 1294 (11th Cir. 2002) (融資申請書類に署名した際に、被告人が金融機関を詐欺する特定の意図をもって立証できなかったことを根拠に、第1344条(1)での有罪判決を破棄); *United States v. Chandler*, 98 F.3d 711, 716 (2d Cir. 1996); cf. *VILLA*, *supra* note 4 §7.4. But see *United States v. O'Donnell*, 840 F.3d 15, 20 (被告人を第1344条(1)の罪で有罪とするために、銀行が金融機関であるとの認識の立証は不要と判断)。

44) *Loughrin v. United States*, 134 S. Ct. 2384, 2389-90 (2014) (金融機関を欺く意図が、第1344条(1)の「総てであり、実体である」と言及)。なお、認識と意図を、事実の認識と目的を内容とする並列的な主観的要素と捉えて、銀行詐欺罪の成立には、その両方の充足を要すると説くものとして、*Biskupic*, *supra* note 1, at 389. See also *United States v. Gallant*, 537 F.3 1202 (10th Cir. 2008); *United States v. Ross*, 502 F.3d 521 (6th Cir. 2007)。なお、「認識をもって」の代わりに、「故意に (willful)」であるかを検討する判例として、*United States v. Pribble*, 172 F.3d 583 592 (7th Cir. 1997); *United States v. Moede*, 48 F.3d 238, 241 (7th Cir. 1995)。

得、または他人に財産上の損害をもたらすために⁴⁵⁾」行為する意図などと定義される。

検察は、「欺く意図」を、過去の同種の行為⁴⁶⁾ やその他の状況証拠⁴⁷⁾ を含む総合的な証拠によって立証することができる⁴⁸⁾。たとえば、①架空の受取人の裏書による小切手を振り出した事実⁴⁹⁾、②正当なビジネス上の目的なしに、被告人が、同日の午後3つの銀行で口座を開設した事実⁵⁰⁾、または③銀行の内部者が、個人的な利益を開示せず取引を仲介した事実⁵¹⁾ などから、「欺く意図」の存在が肯定された判例が存在する。他方で、単に犯罪の共同謀議を行ったメンバーに被告人が加わっていたという事実、または共同謀議のメンバーとの関連性だけからそうした意図を推定することを否定した判例もある⁵²⁾。被告人の真実に対する明白な「無謀な無関心⁵³⁾」または真実の「意

45) *Moede*, 48 F.3d at 241.

46) *See Guyon*, 27 F.3d at 729; *United States v. Campbell*, 937 F.2d 404, 407 (8th Cir. 1991); *United States v. Wicker*, 933 F.2d 284, 289 (5th Cir. 1991).

47) *See United States v. Jackson*, 540 F.3d 578, 594 (7th Cir. 2008) (被告人の「欺く意図」の存在は、共同被告人に対する12万5,000ドルの個人小切手がキックバックに当たるという推論を含む状況証拠によって立証されたとする下級審の有罪判決を支持); *United States v. Swinton*, 75 F.3d 374, 380 (8th Cir. 1996) (意図に関する証明は、「被告人の行動を取り巻くすべての事実と状況から推定可能」と説示); *United States v. Schwartz*, 899 F.2d 243, 244 (3rd Cir. 1990) (短期間に、異なる場所で、一連の不渡り小切手を預入れたことを、意図を推定する状況証拠になり得ると判断)。But see *United States v. Nkansah*, 699 F.3d 743, 749 (2d Cir. 2012) (どの銀行が最も迅速に財務省証券を現金化するかにについての被告人の会話は、「銀行を害する意図に証拠的な価値がない」と判断)。

48) *See United States v. Farrington*, 499 F.3d 854, 859 (8th Cir. 2007) (quoting *United States v. Schumacher*, 238 F.3d 978, 980 (8th Cir. 2001)); *United States v. Sayan*, 968 F.2d 55, 61 (D.C. Cir. 1992); *United States v. Swearingen*, 858 F.2d 1555, 1558 (11th Cir. 1988).

49) *Sayan*, 968 F.2d at 61.

50) *United States v. Celesia*, 945 F.2d 756, 759 (4th Cir. 1991).

51) *Colon-Munoz*, 192 F.3d at 224.

52) *United States v. Long*, 857 F.2d 436, 441 (8th Cir. 1988); *United States v. Graham*, 548 F.2d 1302, 1312 (8th Cir. 1977).

53) *See United States v. Phath*, 144 F.3d 146, 149 (1st Cir. 1998) (過失のみに基づく有罪判決に関する警鐘を鳴らすことなしに、「無謀な無関心」を使用した陪審への説示は有害な誤りであったという被告人の主張を却下); *United States v. Dillman*, 15 F.3d 384, 392-93 (5th Cir. 1994) (申請が虚偽であったことについての被告人の認識を「無謀な無関心」として定義した原審の陪審への説示を支持)。

識的な回避⁵⁴⁾」は、実際の認識の証拠として役立つ⁵⁵⁾。

意図の要素を充足するために、被告人が銀行員に自らの行動を隠していたことは重要ではない⁵⁶⁾。また、被告人に欺く意図があったことを立証できれば、被告人が、個人的な利益を実際に受け取ったり⁵⁷⁾、銀行への危害を企図したりしたか否かの立証は要求されない。第1344条(1)は、被告人が認識をもって金融機関への不実表示を直接行ったことを、検察が立証することも要求しない⁵⁸⁾。また、被告人が、金融機関が連邦政府により保険の対象とされていたと認識していたかどうかとも犯罪の成否に影響を及ぼさない⁵⁹⁾。その代わりに、被告人が、実際に使用された口座の状態について、具体的に何を認識していたかに焦点が当てられる⁶⁰⁾。

さらに、合衆国最高裁判所は、2016年ショウ・ケース⁶¹⁾において、銀行

54) See *United States v. Lewis*, 557 F.3d 601, 613 (8th Cir. 2009) (被告人が自身を取り巻く違法を認識していたか、または故意に無知であったことを示す証拠が存在する場合に、「故意の目隠し」についての陪審への説示を支持); *United States v. Severson*, 569 F.3d 683, 689 (7th Cir. 2009) (citing *United States v. Carrillo*, 269 F.3d 761, 769 (7th Cir. 2001)) (被告人が、罪の認識の欠如を主張し、事実と証拠が故意の無知の推定を裏つける場合、故意の回避に関する陪審への説示が適切であると判示); *United States v. Khorozian*, 333 F.3d 498, 504 (3d Cir. 2003) (故意の目隠しが第1344条の欺く意図の要件を充足すると判断)。

55) こうした「故意の目隠し」とも呼ばれる論点に関する連邦判例の動向については、川崎友巳「アメリカ合衆国における『無責任』な経営者の刑事責任」同志社法学60巻7号(2009)1-25頁を参照。

56) *Biskupic*, *supra* note 1, at 390.

57) See *Jackson*, 540 F.3d at 595 (被告人が衝動的な支出を続けなかったことは、銀行詐欺に対する認識および意図の推定を否定しないと判示); *United States v. Oplinger*, 150 F.3d 1061, 1065 (9th Cir. 1998) (必要な意図をもって行為が行われた場合、検察は、銀行が実際の損失を被った、または被告人が犯罪から利益を得たことを立証する必要はないと判断), *overruled on other grounds by United States v. Contreras*, 593 F.3d 1135 (9th Cir. 2010).

58) See *Celesia*, 945 F.2d at 758-59; *United States v. Cloud*, 872 F.2d 846, 851 n.5 (9th Cir. 1989).

59) See *United States v. Key*, 76 F.3d 350, 353 (11th Cir. 1996); *United States v. Brandon*, 17 F.3d 409, 425 (1st Cir. 1994); see also *Biskupic*, *supra* note 1, at 390.

60) See *Severson*, 569 F.3d at 689 (被告人が当座貸越しを補うために、ローンが融資限度を超えていたにもかかわらず、認識をもって、無価値な小切手を供託し、銀行からローンを受け取ったケースについて、銀行詐欺での有罪判決を支持); *Schwartz*, 899 F.2d at 247 (被告人は、虚偽の、または詐欺的な表示を行わなかったが、小切手が十分な資金を引き出せないと認識していたケースについて、有罪判決を支持)。

61) *Shaw v. United States*, 137 S. Ct. 462 (2016).

詐欺罪における「欺く意図」という要件は、被告人の目的が、金融機関の財産上の利益を害することであると立証することまでは求められておらず⁶²⁾、被告人が、銀行の財産上の利益を侵害する可能性があると認識していたことを立証すれば足りるとの判断を下した⁶³⁾。加えて、同判決において、最高裁は、銀行詐欺罪の成立には、犯罪の計画が、金融機関への欺罔と価値あるものの剥奪の両方を包含している必要があるとも述べた⁶⁴⁾。

(2) 第1344条(2)の罪の認識 文言の差違をふまえて、判例は、第1344条(2)においては、認識としての「欺く意図」は不要と解している。この点を明言した2014年のラフリン・ケース合衆国最高裁判所判決⁶⁵⁾では、第1344条(2)が求めているのは、被告人が金融機関を欺く意図ではなく、被告人が銀行の資産を取得する意図であり、その資産の取得が、不実陳述を手段として達成されたことであると明言された。

2 金融機関

銀行詐欺罪は、詐欺または詐欺の試みの標的とされた客体が、連邦政府による保険の対象とされている金融機関であることを要求する。検察は、この点を立証せずに、有罪判決を勝ち取ることはできない。ただし、第1344条には、「金融機関」についての定義はなく、第18編第20条(1)が、その役割を果たすものと解されている⁶⁶⁾。同条の体的な内容は、次の通りである。

合衆国法典第18編第20条 金融機関の定義

本編で使用されている「金融機関」という文言は、

- (1) 保険預金機関（連邦預金保険法第3条(c)項(2)で定義）
- (2) 全国信用組合株式保険基金により保険をかけられた口座を有する信用組

62) *Id.* at 468.

63) *Id.*

64) *Id.* at 469.

65) *Loughrin*, 134 S. Ct. at 2384.

66) *Edelkind*, 467 F.3d at 793 n.1.

合

- (3) 連邦住宅ローン銀行法もしくは連邦住宅ローン銀行法（合衆国法典第12編 1422条）第2条で定義されている連邦住宅ローン銀行もしくは加盟銀行
- (4) 1971年の農場信用法第5.35条(3)で定義されている農業金融
- (5) 1958年中小企業投資法（合衆国法典第15編第662条）第103条で定義されている中小企業投資会社
- (6) 預金機関持株会社（連邦預金保険法第3条(w)項(1)で定義）。
- (7) 連邦準備銀行もしくは連邦準備制度の加盟銀行。
- (8) 連邦準備法第25条もしくは第25条(a) [1] の下で活動している組織。
- (9) 外国銀行の支店もしくは代理店（そうした文言は、1978年国際銀行法第1条(b)パラグラフ(1)および(3)で定義）、または
- (10) 住宅ローン貸付事業者（本編第27条で定義）もしくは1974年不動産決済手続法第3条で定義されている連邦関連の住宅ローンの全部もしくは一部を行う個人または団体。

銀行詐欺罪の成立には、金融機関が、実際の被害者または企図された被害者であることが必要となるが⁶⁷⁾、そこでの被害は、必ずしも詐欺による直接的なものである必要はない⁶⁸⁾。銀行が「保管または管理」していた資金が標的となり、銀行が損失または民事責任のリスクに晒された場合、判例は、銀行を詐欺の被害者と判断する⁶⁹⁾。銀行口座に保管されている第三者の金銭を詐取する計画は、銀行詐欺罪を構成する⁷⁰⁾。ただし、第1344条に基づく有罪判決は、第三者を欺罔する被告人の計画が、連邦政府により保険の対象とされた金融機関を欺くことも意図していない限り、成立しない⁷¹⁾。合法的口座

67) *Brandon*, 298 F.3d at 312; *United States v. Moran*, 312 F.3d 480, 489 (1st Cir. 2002).

68) *Moran*, 312 F.3d at 489; *Laljie*, 184 F.3d at 189; *see also Edelkind*, 467 F.3d at 797-98.

69) *See United States v. Everett*, 270 F.3d 986, 991 n.2 (6th Cir. 2001); *United States v. Colton*, 231 F.3d 890, 908 (4th Cir. 2000); *Hoglund*, 178 F.3d at 413.

70) *See United States v. Sammoury*, 74 F.3d 1341, 1342, 1346 (D.C. Cir. 1996); *United States v. Morgenstern*, 933 F.2d 1108, 1114 (2d Cir. 1991).

71) *See United States v. Thomas*, 315 F.3d 190, 199 (3d Cir. 2002), *abrogated on other grounds by*

の所有者と資金の引き出し元である金融機関を同時に欺く ATM での詐欺的な取引は、一般に第1344条に基づき訴追されうる⁷²⁾。

3 計画または計略

第1344条は、さらに金融機関を欺罔し、またはその財産を不正に取得するための「計画」または「計略」を要求する。起訴状では、通常、欺罔する計画が、複数の詐欺行為で構成されることも少なくないが、正式事実審理で、計画の存在を立証するために必要な詐欺行為は1個で足りる⁷³⁾。裁判所は、この文言を、何らかの価値を有するものを得るために他人を欺くことを意図した・・・行動のあらゆる計画、パターン、または一連の行為を含むように緩やかに解釈してきた⁷⁴⁾。

第1344条に明示的な規定はないが、合衆国最高裁判所は、1999年のネダー・ケース⁷⁵⁾において、「詐欺の計画または計略」のコモンローの定義に依拠して、「対象となる金融機関の決定に影響を与える、またはそれに影響を与える自然な傾向」が認められる表示が必須であると述べ、全会一致で、被告人の不実表示に、具体性を要求する判断を下した⁷⁶⁾。ただし、金融機関によって計画が実際に信じられたことまでは要しない⁷⁷⁾。最高裁は、第1344条(2)の罪の成立には、被告人の計画が、金融機関に具体的な金銭的損失のリスクを生じさせたことが必要との被告人の主張も斥けている⁷⁸⁾。

Loughrin, 134 U.S. at 2384; *Laljie*, 184 F.3d at 189-90.

72) *See Lavin v. United States*, 299 F.3d 123, 128-29 (2d Cir. 2002); *United States v. Miller*, 70 F.3d 1353, 1354-55 (D.C. Cir. 1995).

73) *Cloud*, 872 F.2d at 851.

74) *United States v. Anderson*, 188 F.3d 886, 889 (7th Cir. 1999) (citing *Yoon*, 128 F.3d at 522); *Colon-Munoz*, 192 F.3d at 221 (quoting *Brandon*, 17 F.3d at 424); *see also United States v. Hill*, 197 F.3d 436, 444 (10th Cir. 1999).

75) *Neder v. United States*, 527 U.S. 1 (1999).

76) *Id.* at 16 (quoting *United States v. Gaudin*, 515 U.S. 506, 509 (1995)); *see also United States v. Reynolds*, 189 F.3d 521, 524 (7th Cir. 1999).

77) *See Gregg*, 179 F.3d at 1315; *Reynolds*, 189 F.3d at 525.

78) *Loughrin*, 134 S. Ct. at 2395 n.9 (quoting *Neder*, 527 U.S. at 25).

また、欺罔する計画と評価するためには、計画全体が詐欺的行為を伴うことで足り、計画の各構成員が違法である必要はない⁷⁹⁾。

4 「金融機関の欺罔」・「虚偽または詐欺的な表示等による金融機関の資産の取得」

計画または計略の中身として、被告人が、①金融機関の欺罔、または②虚偽、または詐欺的な表示等による金融機関の資産の取得のいずれかであることも、銀行詐欺罪の成立にとって必要となる。

(1) 金融機関の欺罔 判例は、郵便詐欺および通信詐欺の規定を参考にして、金融機関を「欺く計画または計略」という文言を緩やかに解釈し、その存否を、最終的に、個別具体的な事例判断に委ねてきた。そうした対応の背景には、厳格な定義づけが、「定義の外にある不正な計画の機会を生み出したり、作り出すのを奨励したりすることへの危惧⁸⁰⁾」が存在した。ただし、第1344条(2)と異なり、第1344条(1)は、虚偽または不実表示を要求していないし、被告人が、金融機関から、金銭または財産を奪うことも成立要件としていない⁸¹⁾。また、合衆国法典第18編第1346条⁸²⁾により、第1344条(1)には、金融機関から「公正なサービスという無形の利益」を騙取する計画の賄賂やキックバックのケースも含まれる⁸³⁾。

79) United States v. Goldblatt, 813 F.2d 619, 624 (3rd Cir. 1987)

80) United States v. Mueller, 74 F.3d 1152, 1159 (11th Cir. 1996).

81) See United States v. Swanson, 360 F.3d 1155, 1162 (10th Cir. 2004).

82) 18 U.S.C. §1346 (2019). 本条の具体的な内容は、次の通りである。

合衆国法典第18編第1346条「詐取する計画または計略」の定義

本節の適用に当たって、「詐取する計画または計略」という文言には、他人から、公正なサービスの無形の権利を奪うための計画または計略が含まれる。

本条制定の契機となったのが、同様の文言を規定する郵便詐欺罪条をめぐって、「詐取する計画」の対象には、「公正なサービスという無形の利益は含まれない」との判断を下した1988年のマクナリー・ケース合衆国最高裁判所判決であった (McNally v. United States, 483 U.S. 350 (1987).)。本件については、川崎・前掲注8) 29-43頁、同「アメリカ郵便・通信詐欺罪における『無形の権利』の保護」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集下巻』(成文堂) 269-288頁を参照。

83) Skilling v. United States, 561 U.S. 358, 408-09 (2010).

(2) 虚偽または詐欺的な表示等 第1344条(2)の虚偽または詐欺的な表示等という規定には、貸与または販売書類の偽造⁸⁴⁾、偽造小切手の使用⁸⁵⁾など、幅広い行為が含まれる。不実表示は明示でも、黙示でも良く⁸⁶⁾、送金または取引の前に行われる必要もない⁸⁷⁾。巡回区連邦控訴裁判所の大部分は、不実表示の要件が、明示的または黙示的に、行為者が資金を引き出す権限を有していると偽って表示する意図的行為または陳述によって充足されると解している⁸⁸⁾。認識をもって、不十分な資金に基づき振り出された小切手を提示するだけでは、「技術的に言えば、小切手が、全く事実に基づいておらず」、それゆえ、「真」か「偽」かを特徴付けることができないことから、第1344条(2)の文言には該当しない⁸⁹⁾。ただし、資金が不十分な小切手に関連する偽装行為は、規定の範囲に含まれる余地がある⁹⁰⁾。

5 実行または実行の試み

(1) 「実行」の意義 銀行詐欺罪の成立には、被告人が、第1344条に規定された計画または計略を実行したこと、または実行を試みたことのいずれかを立証することも必要となる⁹¹⁾。しかし、計画を促進する郵便または州際通信と定義される郵便詐欺罪と通信詐欺罪における「実行」と違って、第

84) See, e.g., *United States v. Martin*, 803 F.3d 581, 585, 587 (11th Cir. 2015).

85) See, e.g., *Loughrin v.* 134 U.S. at 2393-94.

86) See *United States v. Ayewoh*, 627 F.3d 914, 922 (1st Cir. 2010); *United States v. Morrow*, 177 F.3d 272, 287 (5th Cir. 1999); *United States v. Briggs*, 965 F.2d 10, 12 (5th Cir. 1992); *United States v. Bonnett*, 877 F.2d 1450, 1456-57 (10th Cir. 1989).

87) See *United States v. Daniel*, 329 F.3d 480, 487 (6th Cir. 2003); *United States v. Bonallo*, 858 F.2d 1427, 1433 (9th Cir. 1988).

88) See *Ayewoh*, 627 F.3d at 922, n.6; *Jenkins*, 210 F.3d at 886; *United States v. Barnhart*, 979 F.2d 647, 648-50 (8th Cir. 1992); *United States v. Heath*, 970 F.2d 1397, 1403 (5th Cir. 1992); *Bonnett*, 877 F.2d at 1454.

89) See *Bonnett*, 877 F.2d at 1454 (quoting *Williams*, 458 U.S. at 284; see also *United States v. Medeles*, 916 F.2d 195, 202 (5th Cir. 1990)).

90) See *United States v. Morganfield*, 501 F.3d 453, 463 (5th Cir. 2007); *United States v. King*, 200 F.3d 1207, 1218 (9th Cir. 1999).

91) See, e.g., *United States v. Beard*, 576 F. App'x 389, 390 (5th Cir. 2014).

1344条は、「実行」を明確に定義していない。そこで、判例は、計画が実行されたかどうかを、①計画の最終的な目的、②計画の性質、③意図された利益、④行為の相互依存関係、⑤関与者の人数を含むいくつかの要因を考慮して判断している⁹²⁾。それでも、何が「実行」であるかを評価することは困難であり、個別具体的な事実に基づき精査されるべき事柄であるため、ここであげた要因のみで完結するものではない。

(2) 「実行」と「計画」の関係 第1344条の制定当初、判例は「計画」と「実行」を一個の成立要件に結合して把握していた⁹³⁾。そうした結論は、根拠のないものではなかった。というのも、「計画の存在を立証する行為は、しばしば計画の実行において取られる行動である⁹⁴⁾」からである。たとえば、チェックキッティングの起訴では、実行は、無価値な小切手の振出しごとに認定されていた⁹⁵⁾。ところが、1991年のレモンズ・ケースにおいて、第5巡回区連邦控訴裁判所は、ローン詐欺の事案をめぐる複数の有罪判決を破棄し、多数の実行は、一個の計画の推進のために分割された行為であり、一個の犯罪を複数の訴因と刑罰に分けているにすぎず、訴追は重複であるとの判断を下した⁹⁶⁾。

もちろん、今日でも、同一の犯罪計画が複数回実行されることはありえる と解されており、計画の実行ごとに一個の訴因を形成する⁹⁷⁾。そこで、裁判所は、しばしば個別の行為が独立した実行を構成するか、単に1個の実行を促進する複数の行為を構成するかの判断に迫られることになる⁹⁸⁾。ただし、その行為が、金融機関を「すでに引き受けたりスクとは別の、区別可能な金

92) See *United States v. De La Mata*, 266 F.3d 1275, 1288 (11th Cir. 2001); *Anderson*, 188 F.3d at 889 (citing *United States v. Longfellow*, 43 F.3d 318, 323 (7th Cir. 1994)).

93) See *United States v. Sims*, 895 F.2d 326, 329 (7th Cir. 1990); *United States v. Solomonson*, 908 F.2d 358, 364 (8th Cir. 1990); *United States v. Tagatz*, 831 F.2d 1355, 1358 (7th Cir. 1987).

94) *Hammen*, 977 F.2d at 383.

95) See *United States v. Poliak*, 823 F.2d 371, 372 (9th Cir. 1987).

96) *United States v. Lemons*, 941 F.2d 309 (5th Cir. 1991).

97) *De La Mata*, 266 F.3d at 1275. See also 99 A.L.R. Fed. 88 §3 [B].

98) See *Anderson*, 188 F.3d at 889.

融リスク」にさらすことを意図している場合、別個の「実行」に相当する⁹⁹⁾。

金融機関を欺いた後の行為は、計画を実行したか実行を試みたかには影響しない。金銭が最終的に返還されたとしても、認識をもって金融機関の資本を詐取した者は第1344条に違反して、計画を実行したことになる¹⁰⁰⁾。

IV 銀行詐欺罪の訴追に対する抗弁

銀行詐欺罪の訴追に対する固有の抗弁として、①資産は返却した、または返却するつもりであった、②資産は金融機関の「管理または支配下」になかった、③被告人は善意であった、および④起訴は重複であったの4つがあげられる。

1 返済した、またはそのつもりであった

原則として、返済したこと、または、その予定であったことは銀行詐欺罪での訴追に対する抗弁とはならない¹⁰¹⁾。たとえば、ローンの不正取得のケースについて、不正陳述がなされた時点で犯罪は完了することから、ローンの返済は犯罪の成否と無関係であるとの判断が下されている¹⁰²⁾。同様に、当座貸越やチェックキッティングで得た金銭について、銀行からのローンであるとの被告人の主張も、銀行がそのような取り決めに同意したという証拠がない限り、抗弁として受け入れられることはない¹⁰³⁾。

99) *Id.* at 890.

100) *See* United States v. Yoon, 128 F.3d 515, 525 (7th Cir. 1997); United States v. Haddock, 956 F.2d 1534, 1551-52 (10th Cir. 1992).

101) United States v. Yoon, 128 F.3d 515, 525, 47 Fed. R. Evid. Serv. 1365 (7th Cir. 1997).

102) United States v. Radziszewski, 474 F.3d 480, 485 (7th Cir. 2007), *as amended on denial of reh'g*, (May 14, 2007); United States v. Hollis, 971 F.2d 1441, 1452 (10th Cir. 1992). *See also* United States v. Molinaro, 11 F.3d 853, 862 (9th Cir. 1993); United States v. Sirang, 70 F.3d 588, 595 (11th Cir. 1995).

103) United States v. Ragosta, 970 F.2d 1085, 1091 (2d Cir. 1992); United States v. Stone, 954 F.2d 1187, 1192-93 (6th Cir. 1992); *Celesia*, 945 F.2d at 759, *as amended*, (Oct. 25, 1991).

ただし、返済の証拠が、被告人の意図に関連する場合、一定の効果が認められる余地がある。たとえば、被告人等の他人のために名義人となった者へのローンに関連した事案では、名義人自身に返済の意図と能力があることを示す証拠があれば、銀行詐欺罪の訴追に対する完全な抗弁となり得るとした下級審判例がある¹⁰⁴⁾。同様に、当座貸越の許可といった過去の銀行の実務に関する証拠も、被告人の欺く意図に関連しうる¹⁰⁵⁾。しかし、銀行の資金を自由に利用できるように設計されたチェックキッティングの全体像を示す証拠が存在する場合には、被告人が銀行に返済するつもりであったことは何の抗弁にもならない¹⁰⁶⁾。被告人が、架空名義で信用枠を取得した場合、被告人が、そのローンを返済するつもりだったとしても、銀行に対する被告人の欺罔が、損失を弁済しないという意図を必然的に示唆していることを理由に返却の抗弁は否定されることになる¹⁰⁷⁾。

2 管理または支配下になかった

銀行詐欺罪に対して展開される抗弁として、計画または計略の実行の時点で、その資産が、連邦被保険金融機関の「管理または支配下」にはなかったと主張されることがある¹⁰⁸⁾。銀行の資金が直接リスクにさらされていないことを示すだけでは、この抗弁が認められることはない¹⁰⁹⁾。標的となっている資金が金融機関の管理または支配下であれば、銀行の実際の損失は犯罪

104) *United States v. Bridges*, 820 F. Supp. 475, 476-77 (W.D. Mo. 1993). ただし、巡回区連邦控訴裁判所レベルの判決の中には、こうした判断を採用しないものも散見される。(See *United States v. Waldroop*, 431 F.3d 736, 741 (10th Cir. 2005) (citing *United States v. Bonnett*, 877 F.2d 1450, 28 Fed. R. Evid. Serv. 414 (10th Cir. 1989)).

105) *Celesia*, 945 F.2d at 759 n.1; see *Jimenez*, 513 F.3d at, 75.

106) *United States v. Frydenlund*, 990 F.2d 822, 824-25 (5th Cir. 1993).

107) *Chandler*; 98 F.3d at 716; see also *United States v. Norton*, 108 F.3d 133, 135 (7th Cir. 1997).

108) See *Blackmon*, 839 F.2d at 904-07 (「ビジョン・ドロップ」スキームの被害者が適法に資金を引き出したため、詐欺行為中に銀行が資金の保管や管理を行わなくなったとして、第1344条による訴追を棄却).

109) See *United States v. Poncic*, 163 F.3d 486, 489 (8th Cir. 1998) (被告人が、資金の出所が自らの個人口座であることを証明する立証責任を果たさなかったことを理由に、抗弁を斥けた原審

の成立の必須要件ではない。金融機関が、計画において標的とされた財産上の利益を有する場合、「管理または支配下」の要件は、比較的緩やかに解釈される傾向がある¹¹⁰⁾。合衆国最高裁判所は、この緩やかな解釈を2014年のラフリン・ケースで認め、第1344条は、たとえ財産の所有権が金融機関にあって、他人の管理または支配下にある場合にも適用されるとの判断を下した¹¹¹⁾。

3 善意であった

第1344条に関する3つ目の抗弁は、被告人が善意であったと主張することで、検察による認識と意図に関する立証を否定することである¹¹²⁾。善意は、詐欺の意図の立証と矛盾することから、銀行詐欺罪に対する完全な抗弁となりうる。したがって、それが金融機関の最善の利益になるという誠実な信念で行われた計画、または銀行の立場を改善するために設計された計画は、銀行詐欺罪を構成しない¹¹³⁾。同様に、資金が不足した口座の小切手を振り出

を支持); *United States v. Monostra*, 125 F.3d 183, 186 (3d Cir. 1997) (偽造小切手が有効な口座で振り出されたため、連邦政府による保険の対象とされている銀行は、リスクにさらされなかったという抗弁を却下).

110) *See Colton*, 231 F.3d at 908 (「保管または管理」の規定によって保護されている財産権の範囲は緩やかに定義されていると判断「保管または管理」の規定によって保護されている財産権の範囲は緩やかに定義されていると判断); *United States v. Mancuso*, 42 F.3d 836, 845 (4th Cir. 1994) (連邦政府によって保険の対象とされた金融機関の資産に対する契約上の権利の詐欺に対する有罪判決).

111) *Loughrin*, 134 U.S. at 2389.

112) *See United States v. Mulder*, 147 F.3d 703, 707 (8th Cir. 1998) (被告人が、善意という「完全な積極的抗弁」の証拠を提示することを許可されなかった場合に、銀行詐欺罪での有罪判決を破棄); *United States v. Pascarella*, 84 F.3d 61, 70-71 (2d Cir. 1996) (小切手が、本当に盗まれたものでないと被告人が信じていたなら、被告人は、銀行詐欺罪の有罪判決を言い渡されるべきではないという原審の陪審への説示を支持); *United States v. Cavin*, 39 F.3d 1299, 1309 (5th Cir. 1994) (告人が善意に行動したと陪審員が結論づけた場合、無罪判決を義務付けられると判断); *Swearingen*, 858 F.2d at 1558 (被告人が悪意で行動したという証拠が圧倒的だったため、有罪判決を維持).

113) *United States v. Baker*, 61 F.3d 317, 323 (5th Cir. 1995) (銀行が、「2枚買えば、無料でもう1枚」をベースにくじを販売することが、違法でなく銀行に利益をもたらすと立証された場合に、有罪判決を破棄); *U.S. v. Pettigrew*, 77 F.3d 1500, 44 Fed. R. Evid. Serv. 152 (5th Cir. 1996) (陪

したとしても、支払いのために小切手が提示されるまでに入金されるという善意かつ合理的な期待で小切手を振り出した者は、銀行詐欺に必要な「欺く意図」を欠いており¹¹⁴⁾、本質的に詐欺に当たらない¹¹⁵⁾。

しかし、被告人が、その行為が合法であるとの信念の下で違法な行為を行ったとしても、善意に行動したとは見なされない。被告人が、疑わしい活動の詳細について知ることを避けるために意図的かつ意識的な努力をした場合にも、抗弁は適用されない¹¹⁶⁾。最後に、計画の知識、または欺罔された銀行の役員による計画への関与さえも、欺かれているのは、銀行の役員の一人ではなく、金融機関自体であり、「善意」の抗弁を支持しない¹¹⁷⁾。

4 訴追が重畳または重複であった

起訴の重畳または重複は、政府が、異なる訴因を用いて一個の犯罪を2回以上訴追することを意味する¹¹⁸⁾。そのような訴追は、二重の危険に対する合衆国憲法修正第5条の保障に違反して、被告人が同じ行為で2度処罰される危険を生み出す¹¹⁹⁾。また、強制的な有罪の答弁の危険も引き起こす。二重訴追とは、単一の訴因が、二個以上の異なる犯罪として公訴提起されるこ

審への説示で、金融機関に損失をもたらす特別な意図を認定するように適切に要求); *United States v. Schnitzer*, 942 F. Supp. 323, 327-28 (S.D. Tex. 1996), *judgment aff'd in part, rev'd in part on other grounds*, 145 F.3d 721 (5th Cir. 1998) (銀行が金銭に対する公正な対価を受け取った場合に無罪判決); *United States v. Lewis*, 1995 WL 396611 (D. Kan. 1995). *See also* *United States v. Haddock*, 956 F.2d 1534, 1547, 35 Fed. R. Evid. Serv. 37 (10th Cir. 1992), *on reh'g in part*, 961 F.2d 933 (10th Cir. 1992).

114) *U.S. v. Sirang*, 70 F.3d 588, 593-95 (11th Cir. 1995); *U.S. v. Cavin*, 39 F.3d 1299, 1308, 41 Fed. R. Evid. Serv. 1201 (5th Cir. 1994); *see also* *U.S. v. Joetzki*, 952 F.2d 1090, 1094, 34 Fed. R. Evid. Serv. 611 (9th Cir. 1991); *U.S. v. Unruh*, 855 F.2d 1363, 1373, 23 Fed. R. Evid. Serv. 893, 26 Fed. R. Evid. Serv. 860 (9th Cir. 1987).

115) *United States v. Rodriguez-Alvarado*, 952 F.2d 586, 589 (1st Cir. 1991).

116) *See, e.g., United States v. Strickland*, 935 F.2d 822, 826-28 (7th Cir. 1992).

117) *See United States v. Hamaker*, 455 F.3d 1316, 1325 (11th Cir. 2006); *United States v. Rackley*, 986 F.2d 1357, 1361 (10th Cir. 1993); *United States v. Saks*, 964 F.2d 1514, 1518-19.

118) *See United States v. Smith*, 231 F.3d 800, 815 (11th Cir. 2000).

119) *See* U.S. CONST. amend. V; *see also Colton*, 231 F.3d at 908-09; *Molinario*, 11 F.3d at 860; *Lemons*, 941 F.2d at 318-19.

とである¹²⁰⁾。たとえば、第1344条と別の法令に基づく複数の訴因で被告人に公訴提起すると、潜在的な二重の危険の問題が発生する。そうした危険が発生したと主張された場合、判例は、ブロックバーガー・ケース合衆国最高裁判所判決¹²¹⁾によって明記されたテストに基づき、さまざまな訴因が、異なる要件または要素の立証を必要とするのかを検討する。銀行詐欺との関連で、二重の危険に対処してきた巡回区連邦控訴裁判所は、一般的に、第1344条が、郵便および通信詐欺罪と違って、欺く計画の促進の「実行」ごとに刑罰を科すだけであることに同意していると位置づけてきた。それゆえ、被告人が「スキーム」を「実行」したかどうか、審理上重要になる。その問題への答えは、しばしば曖昧で事案ごとに変わるが、単一の計画が数回実行され、複数の訴因が発生する可能性もある¹²²⁾。検察は、銀行詐欺の訴追を1つの実行にだけ行うように注意することで、潜在的な二重危険の抗弁を回避することができる。

V 銀行詐欺罪の量刑

第1344条で有罪を言い渡された者は、100万ドル以下の罰金刑もしくは30年以下の拘禁刑、または、それらの両方の刑に処せられる。さらに、第1344条違反から直接または間接的に取得した収益で構成され、またはそれらから

120) See, e.g., *United States v. Newell*, 658 F.3d 1, 23 (1st Cir. 2011).

121) *Blockburger v. United States*, 284 U.S. 299 (1932) (同一の取引から生じた2つの犯罪を比較する場合、二重の危険は関係せず、それぞれの犯罪は、「他の犯罪では要求されない付加的事実の証拠を要求する」と判示); see also *United States v. Fraza*, 106 F.3d 1050, 1053-54 (1st Cir. 1997) (第1014条 (連邦政府による保険の対象となった貸付機関に対する不实陳述) および第1344条 (銀行詐欺罪) は、各訴因が異なる要件の立証を必要としたため、重複ではなかったと判示); *United States v. Henderson*, 19 F.3d 917, 926 (5th Cir. 1994) (第656条 (銀行資金の不正流用)、第1005条 (誤入力) および第1344条 (銀行詐欺) 違反の訴追は、二重の危険をもたらさない)と判示); *United States v. Puerta*, 38 F.3d 34, 42 (1st Cir. 1994) (第2314条 (盗まれた資金または詐欺的な資金の国外商取引での送金) および第1344条 (銀行詐欺) の違反の起訴は重複していない)と判示)。

122) See, e.g., *Strickland*, 935 F.2d at 8826-28.

もたらされた財産は、合衆国によって必要的に没収される¹²³⁾。第1344条の違反者は、合衆国量刑ガイドラインの第2B条1.1に基づいて導き出された刑を言い渡される¹²⁴⁾。ガイドラインに基づき量刑を行う際の出発点となる「犯罪の基本レベル」は、銀行詐欺罪の場合、7である¹²⁵⁾。問題となっている損失が6,500ドルを超える場合、犯罪レベルは、損失額に関連した犯罪レベル表によって示されたレベルまで引き上げられる¹²⁶⁾。損失額を算出するために、裁判所は実際の損失を使用するか、または、被告人が被害者にもたらすことを意図していた被害額または損失額を用いる¹²⁷⁾。犯人の犯罪収益

123) 18 U.S.C. §982 (a) (2) (2019).

124) U.S. SENTENCING GUIDELINES MANUAL App. A (2019), [hereinafter U.S.S.G. MANUAL]. アメリカ合衆国量刑ガイドラインについては、鈴木義男「アメリカ連邦刑事法の改正と量刑の適正化」判例タイムズ554号(1985)52-57頁、同「アメリカ合衆国量刑基準とその後」法律のひろば46巻11号(1993)68-69頁、同「アメリカ合衆国量刑基準の展開」亜細亜大学国際関係紀要4巻2号(1995)135-156頁、田中利彦「アメリカの連邦刑事法改正」ジュリスト839号(1985)80-84頁、横溝秀樹「合衆国連邦裁判所のための量刑ガイドラインと量刑指針(1)(2)」西南学院大学大学院法学研究論集6号(1988)89-119頁、同7号(1989)112-92頁、林幹人「合衆国連邦量刑法の改正」警察研究57巻10号(1986)17-33頁、石塚伸一「連邦量刑委員会(Federal Sentencing Commission)」比較法雑誌19巻4号(1986)89-103頁、清水隆雄「連邦刑事犯に対する新量刑指針」ジュリスト903号(1988)69頁、篠塚一彦「合衆国連邦量刑ガイドライン」上智法学論集31巻3号(1989)131-172頁、菊田幸一「量刑ガイドラインとその後の状況」法律時報63巻8号(1991)48-55頁、鈴木謙也「量刑ガイドライン」海外司法ジャーナル4号(1998)150-155頁、池田順一「連邦量刑ガイドラインと連邦裁判所における量刑実務」判例タイムズ1067号(2001)99-102頁、小川佳樹「アメリカ合衆国における量刑事情としての捜査・訴追協力(1)・(2)」早稲田法学78巻2号(2003)113-149頁、79巻1号(2003)85-106頁、阿部博友「アメリカ連邦量刑ガイドラインの下で不正行為への罰金はどのように算定されるか」Business law journal67号(2013)106-113頁等を参照。

125) *Id.* §2B1.1 (a) (1). (犯罪レベル7は、たとえば、拘禁刑であれば、犯罪歴のカテゴリーIの犯罪者の場合、0～6か月の拘禁刑に相当し、犯罪歴カテゴリーVIの犯罪者の場合、15～21か月の拘禁刑に相当する。[*Id.* §5A (sentencing table)]).

126) *Id.* §2B1.1 (b) (1) (showing loss table).

127) *See* United States v. Stennis-Williams, 557 F.3d 927, 929-30 (8th Cir. 2009) (量刑ガイドラインで実際の損失または意図的な損失を指す意味で用られている「損失」の範囲は、「犯罪が発覚する前に被告人から被害者に返済された…金銭によって軽減される」ため、犯罪の発覚後の返済であったために、量刑の誤りを主張した被告人の主張を却下 (*quoting* U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1)), *abrogated by* Lagos v. United States, 138 S. Ct. 1684 (2018); United States v. Piggie, 303 F.3d 923, 927 (8th Cir. 2002) (実際の損失と意図されていた損失は同一でなく、裁判所は、より金額の大きな方を用いるべきと判断)。

の合計が100万ドルを超える場合、「金融機関の安全性と健全性を実質的な危険」をもたらし、犯罪レベルを4段階引き上げることが求められるケースに該当しない限りは¹²⁸⁾、合計額にかかわらず、犯罪レベルを2段階引き上げることが求められる¹²⁹⁾。ただし、この引上げ後、犯罪レベルが24以下にとどまっている場合は、犯罪レベルは24にまで引き上げられる¹³⁰⁾。

また、ガイドラインは、欺く計画が、①マスマーケティングを通じて実行された¹³¹⁾、②実質的に、合衆国外から実行された¹³²⁾、③被告人が訴追を回避するために別の司法管轄域に転居して実行された¹³³⁾、④高度に複雑な方法をともなった¹³⁴⁾という4つのいずれかに該当する場合に、犯罪レベルを2段階引き上げることが規定している。こうした場合に、犯罪レベルを2段階引き上げた後、なお犯罪レベルが12未満であれば、自動的に、犯罪レベルは12にまで引き上げられる¹³⁵⁾。

このほかにも、量刑ガイドラインには、①被害者が10人以上にのぼる¹³⁶⁾、②犯罪者が慈善、教育、行政、または宗教団体のために活動していたという

128) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1 (b) (17) (B); *see* United States v. D'Andrea, 107 F.3d 949, 955 (1st Cir. 1997) (*quoting* United States v. Gregorio, 956 F.2d 341, 347 (1st Cir. 1992)).

129) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1 (b) (17) (A); *see* United States v. Wilson, 41 F.3d 399, 401 (8th Cir. 1994).

130) 115 U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1 (b) (16) (D). レベル24は、犯罪歴カテゴリー I の犯罪者には51～63月の範囲の拘禁刑に、犯罪歴カテゴリー VI の犯罪者には100～125ヶ月の範囲の拘禁刑に相当する。レベル24以上にレベルが引き上げられる場合も、レベルが1上がる度に、拘禁刑の上限と下限の両方が少なくとも6月増加する (*Id.* §5A (sentencing table).).

131) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1 (b) (2) (A) (ii); *see* United States v. Magnuson, 307 F.3d 333, 335 (5th Cir. 2002).

132) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1 (b) (10) (B).

133) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1 (b) (10) (A).

134) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1 (b) (10) (C). なお、「高度に複雑な手段」の定義については、ガイドライン第2B1.1条の注釈に明文の規定がある (*Id.* §2B1.1 cmt. n.9 (B).). 同条によれば、「高度に複雑な手段」とは、ペーパーカンパニーや海外銀行の口座の使用など、「犯罪の実行または隠蔽に関係する特に複雑または特に入り組んだ犯罪行為」を意味する。

135) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1 (b) (10) (C).

136) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1 (b) (2) (A).

誤った説明をとまなう¹³⁷⁾、③破産の過程で発生した¹³⁸⁾、および、④政府の健康保険プログラムを欺いた¹³⁹⁾といった条件のいずれかに当てはまる場合にも、犯罪のレベルが引上げられることが規定されている。

被告人が責任を認めたとき、ガイドラインに基づき、犯罪レベルは2段階引き下げられるが、単なる自白または有罪の訴答は対象とならない場合がある¹⁴⁰⁾。量刑ガイドラインを適用する際、裁判所には、適切な量刑範囲を算出するために必要な事実認定が認められている¹⁴¹⁾。また、裁判所は、被告人による損害を測定する際に、必ずしも具体的な数値に依拠する必要はないが、合理的な方法を用いることは求められる¹⁴²⁾。

VI むすびに代えて

1980年代以降のアメリカ合衆国では、金融の自由化と国際化を促進し、金融ビジネスの急速な成長を実現した。その結果として、金融は、IT産業と並び、国際的な競争力の相対的な低下によって衰退を余儀なくされていた製造業に代わって、同国の経済発展を牽引する存在になった。それだけに、アメリカにとって、金融システムの保護は最重要課題であり、その担い手である金融機関も、自由市場経済の中で、特別な保護を受けてきた。もちろん、今日でも、個々の金融機関は、経営を誤れば破綻するし、破綻した金融機関に預金していた預金者も、場合によっては、預金を失うこともある（アメリカの「ペイオフ」制度では、預金の保証は10万ドルが上限）。しかも、こう

137) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1 (b) (9) (A).

138) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §2B1.1 (b) (9) (B).

139) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §§2B1.1 (b) (7) (A) - (B).

140) U.S.S.G. MANUAL, *supra* note 124, §3E1.1 (a). *See e.g.*, United States v. Rodriguez, 676 F.3d 183, 192 (D.C. Cir. 2012); United States v. Galbraith, 200 F.3d 1006, 1016 (7th Cir. 2000).

141) United States v. Wendlandt, 714 F.3d 388, 393 (6th Cir. 2013) (*quoting* United States v. Jones, 641 F.3d 706, 712 (6th Cir. 2011)).

142) *See* United States v. Craiglow, 432 F.3d 816, 820 (8th Cir. 2005) (*quoting* United States v. Whatley, 133 F.3d 601, 606 (8th Cir. 1998)).

した事態は、アメリカでは、けっして珍しいことではない。しかし、そうした事態が生じて、簡単には、アメリカの金融システムや金融システムへの信頼を揺るがせることにはならない。そうした仕組みを、アメリカは長年をかけて構築してきたのである。

連邦政府によって保険の対象とされている金融機関を欺き、または、そうした金融機関の資産を詐取した場合に成立する銀行詐欺罪は、まさにそうした仕組みの一部として位置づけられる。とくに、貯蓄貸付組合 (S & L) スキャンダルへの処理として、貯蓄貸付組合が抱え込んだ多額の不良債権の処理に公的資金が投入された1990年代以降、銀行詐欺罪の意義は一層増している。金融機関を騙して損害を与えることは、ひいては、金融機関を保護している合衆国 (連邦政府) に損害を与えることを意味しており、銀行詐欺罪とは、合衆国に損害を与える (または与える危険をもたらす) 重大な犯罪なのである。

もちろん、連邦法には、金融機関の財産を保護するために、不実の陳述を用いて、金融機関に損害を与えた場合に処罰する規定も、銀行詐欺罪とは別の金融犯罪として整備されている。近時、日本では、こうした金融機関の財産を含む私有財産の保護を目的とした犯罪である詐欺罪の適用範囲を広く認めることによって、実際には、金融システムそのものに対する保護をも図ろうとしている (または、保護に力点が置かれている) とも解される判例が散見される。そして、こうした判例に対しては、個人法益の罪としての詐欺罪の限界を超えているのではないかとの疑問も呈されている。そのような時期だけに、金融機関の財産保護を図るための既存の犯罪の処罰範囲を拡張するのではなく、それとは別個に、新たに金融システムの保護を図るための犯罪を整備したアメリカの選択から日本が受けることができる示唆は少なくない。

このように銀行詐欺罪は、日本とは異質のアメリカ経済刑法の理解を深めるためにも、また、今後、日本の金融犯罪はどのような形で規制していくべきかを考える上でも参考になり、引き続きその動向に注視していくことにしたい。